

広島市告示第350号
令和2年7月15日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン祇園

(2) 所在地 広島市安佐南区西原五丁目464番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
第一駐車場	9台
第二駐車場	3台
第三駐車場	56台
第四駐車場	374台
第五駐車場	78台
合 計	520台
届出台数	499台

(変更後)

位 置	収容台数
第一駐車場	9 台
第三駐車場	17 台
第五駐車場	78 台
合 計	104 台
届 出 台 数	83 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
第一駐輪場	67 台
第二駐輪場	27 台
第三駐輪場	20 台
第四駐輪場	40 台
第五駐輪場	42 台
第六駐輪場	69 台
第七駐輪場	20 台
第八駐輪場	25 台
第九駐輪場	24 台
合 計	334 台

(変更後)

位 置	収容台数
第三駐輪場	20 台
第四駐輪場	40 台
第五駐輪場	42 台
合 計	102 台

4 変更年月日

令和3年1月1日

5 届出年月日

令和2年6月29日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年7月15日から令和2年11月15日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和2年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和2年11月15日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課